

## 再生資源（粗大鉄等）売買契約仕様書

本仕様書は、守口市（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）との間において、再生資源（粗大鉄等）売買契約を締結するにあたり、業務の内容を示すものである。

### 1 基本的事項

- (1) 本仕様書は、守口市ストックヤードに搬入された、再生資源（粗大鉄等）（以下、「再生資源」という。）の売買について定めたものである。
- (2) 本契約にあたり、乙は大阪府金属くず営業条例（昭和32年大阪府条例第1号）（他府県における同様の条例も含む。）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、その他関係法令を誠実に遵守しなければならない。
- (3) 乙は再生資源の再資源化（選別・圧縮・切断等）を実施する場合、環境保全に支障がない方法で付着ごみ、及び混合物を再資源化、又は適正処理すること。また、加工業者等に売却した場合も同様とする。

### 2 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### 3 再生資源の性状等

大型ごみ、及び粗ごみで搬入された金属くず（金属製机、ロッカー、スプリング、自転車、一斗缶、金網等）である。また、5%から10%程度の付着ごみ及び混合物が含まれる。

※ 自転車については、自転車として再使用・再利用をおこなわないこと。

### 4 過去実績

（ただし、実績量より見込まれる量であり、保証するものではない。）

金属種別	実績量（トン）		貯留場所	貯留容量
粗大鉄 (アルミ、ステンレス くず含む)	令和 5年度	166.79	ストックヤード	約 109.93 m <sup>3</sup>
	令和 6年度	163.60		

### 5 引取り

- (1) 乙は、引取り頻度について、概ね週2回程度とし、貯留場所から溢れることのないよう搬出すること。また、甲から引取りの依頼があった場合は迅速に対応すること。
- (2) 再生資源積込み後の車両の計量は下記時間帯内とする。

曜日	午前の時間帯	午後の時間帯
月曜日～金曜日（祝日含む）	9時～11時30分	1時～3時30分

乙は、搬出に使用する車両を事前に報告し、ストックヤードへの入場時に空車計量、搬出時に総重量を計量すること。尚、計量器の仕様は下記のとおりとする。

長さ 8,000mm	幅 2,900mm	計量範囲 30 トンまで (10kg 毎)
------------	-----------	-----------------------

- (3) 引取車への積込みは乙が行うこと。但し、ストックヤードで使用している、2トンショベルローダーの使用を許可する。使用する場合、乙にて運転手は手配すること。なお、積み込みを行う時間については、別途甲からの指示がない限り、午前11時30分から午後1時までとする。但し、ショベルローダーの使用については、ストックヤード管理業者が優先する。
- (4) 乙は、過積載にならないように車両に積込むこと。
- (5) 乙は、引取りに使用する車両の運行に際しては道路交通法、及び関係法令、条例を遵守すること。
- (6) 作業後は付近（ヤード）の清掃を行うこと。清掃に必要な用具は乙の負担とする。
- (7) 引取り作業は、守口市清掃業務に支障のないように行うこと。

## 6 業務履行における注意義務

- (1) 乙は、ストックヤード内の作業については、甲と安全作業について協議を定例的に行い、「ストックヤード安全作業マニュアル」を参考のうえ作業手順を作成すること。また、作業手順に基づいた安全教育を従事する作業員等に実施すること。
- (2) 作業員等の労務管理等に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

## 7 契約単価の見直し方法

### (1) 契約単価の見直し

契約単価は、4月は当初契約単価、5月以降は1カ月毎に見直すものとする。

契約単価の見直しにかかる指標については、一般社団法人建設物価調査会が発行する建設物価（WEB版）（以下「建設物価」という。）に掲載されている鉄スクラップ「故銑B」大阪地区の単価を用いる。

＜見直し方法＞

#### 令和8年5月からの契約単価

単価変更月の前々月掲載の建設物価（令和8年5月分は令和8年3月の掲載のもの）価格を基準単価①とする。

単価変更月の前月に掲載されている建物物価価格を比較単価①とし、基準単価①から比較単価①の増減率を算出する。

その増減率を契約単価に乗じた金額を新契約単価とする。

増減率は小数点第2位以下を切り捨てるものとする。（例 5.67% ⇒ 5.6%）

以降、これを契約期間終了まで繰り返す。ただし、比較単価に変動がなかった場合は契約変更を行わないものとする。

### (2) 変更契約

前項により、単価の見直しが生じた場合は、変更契約を締結するものとする。

## 8 提出書類

乙は、使用車両の車検証及び自賠責証の写しを契約後遅滞なく甲へ提出し、毎月、引取報告書（様式1）（計量票を添付）を翌月10日までに甲に提出すること。

## 9 その他

- (1) 車両の運行に際しては安全を期すること。
- (2) 搬出時には甲の計量器で計量し、甲の確認を受けること。
- (3) 乙は計量の都度、計量伝票を受領しなければならない。
- (4) 引取数量は、10kg単位とする。
- (5) 甲は、乙からの報告により数量を確認したときは、当該数量に契約単価を乗じて得た額の合計額を売買代金として翌月20日までに乙へ請求するものとする。
- (6) 乙は、甲からの請求があったときは、速やかにその代金を甲の指定する口座に納入しなければならない。
- (7) その他、甲の指示する事項を誠実に履行するものとする。
- (8) 履行上、疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(様式 1)

令和 年 月 日

## 引 取 報 告 書

守 口 市 長 殿

受託者 住所  
氏名

次の通り、引取り業務（ 月分）が完了しましたので、報告します。

記

履行 期間	始 期 令和 8年 4月 1日	実施	着 手 令和 年 月 日
	終 期 令和 11年 3月 31日		完 了 令和 年 月 日
契約名称	再生資源（粗大鉄等）売買契約		
契約場所	守口市寺方錦通4丁目9番12号		
品目名	粗大鉄等		
搬出数量	粗大鉄等	t	

※ 計量票を添付すること。

